

## こんなときは国保へ届け出を！

転入や転出、職場の健康保険に入ったときなど、その事実が発生した日から**14日以内**に届け出をしましょう。

### ⚠️ 届け出が遅れると

- ① 国保の加入資格を得た時点までさかのぼって**保険税が発生**します。
- ② 国保の保険証が交付されないため、その間にかかった**医療費が全額自己負担**になります。

また、恩納村の国保資格がない期間に受診した場合は、恩納村が負担した医療費を全額返金していただきますのでご注意ください。



	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に入るとき	転入してきたとき	転入前の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	(職場の健康保険をやめた証明書)
	子どもが生まれたとき	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	在留カード
国保をやめるとき	転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	保険証、職場の健康保険の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	(職場の健康保険に加入した証明書)
	死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受け始めたとき	保険証、保護開始決定通知書
その他	住所・氏名・世帯主を変更したとき	保険証
	修学のため転出するとき	保険証、在学証明書
	保険証をなくした、汚したとき	汚した保険証など

- 届け出には本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など写真付きの身分証)が必要です。
- 場合によっては、必要書類が上記と異なる場合がありますので、健康保険課にご確認ください。

お問い合わせ:健康保険課 国保係 ☎966-1217

## 高額療養費の申請手続きが簡単になります！

高額療養費の支給手続きについては、これまで該当月ごとに申請書の提出が必要でしたが、簡素化申請書を一度提出いただくことで、自動的にご指定の口座へ振り込みます。

**対象** 国民健康保険税の滞納がなく、医療費の一部負担金の支払いが完了している世帯

**受付開始日** 4月1日(月)      **申請先** 健康保険課 国保係



お問い合わせ:健康保険課 国保係 ☎966-1217